

令和2年度知識集約型社会を支える人材育成事業
公募説明会における質問事項への回答（事前質問事項を含む）

No	質問	回答
1	Q&Aの問3に「補助期間内に新たな教育プログラムを構築するのみでは足りず、補助期間終了時点においてその学士課程のカリキュラムを履修した学生が卒業できるようにする必要がある」とあるが、本事業により構築した教育プログラムを受けた学生が、令和6年度に卒業している必要があるという意味か。あるいは、卒業可能なプログラムを令和6年度までに設置し、学生を受け入れなければならない（当該学生の卒業は令和6年度以降）のか。 例えば、事業期間中に学部改組等を伴う計画である場合は申請できるのか。	本事業が国の補助事業であり一定の成果を説明する責任を負うものであることに鑑み、単に構築した教育プログラムに学生を受け入れることのみでは足りず、本事業において構築した教育プログラムを受けた学生が令和6年度に卒業することを求めることとしている。 なお、Q&Aに記載のとおり、本事業における取組を前提とした設置構想であれば、申請することは可能である。
2	文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム（メニューI）の②の条件について、「集大成が準備されること」とあるが、どのようなものが期待されているのか。	例えば、卒業論文・研究において、一つのディシプリンのみに基づいたものではなく、提案する構想を構成する各ディシプリンを総合した成果となっていることを求めるなど、学生自身の中で複数のディシプリンを統合・融合したことを確認できる仕組みを設けることを想定している。
3	既存の複数の学部を対象とする事業計画において、これらの学部に通ずる教養教育プログラムを構築した場合に、補助事業期間中に当初計画に記載していない学部所属の学生に対して当該教養教育プログラムを提供することは差し支えないか。	差し支えない。本事業は先導的取組として、取組成果の学内外への波及も期待するところである。
4	地方創生推進交付金を充当している事業について、さらに「知識集約型社会を支える人材育成事業」へ応募することは可能か。	公募要領11ページに記載のとおり、国の補助金により既に経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできない。他の事業と本事業における取組内容と経費措置の対象を十分整理いただいた上で構想を検討していただきたい。
5	Q&Aの問14（共同申請等に基づく構想は想定していないこと）と問27（分野融合において他大学との連携も想定されること）は矛盾しているように見受けられるが、他大学との連携はどのような形が望ましいのか。	本事業はある一つの大学内の教育改革・マネジメント改革の一体的展開を求めるものであることから、共同教育課程による構想は想定していない。他方で、構想において必要なディシプリンについて、他大学の協力を得た上で教育内容に取り入れることは可能である。
6	公募要領p.3の文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム（メニューI）に求める取組について、「以下①～⑤の条件を満たした上で～」とあるが、①～⑤すべての条件を満たす必要があるのか。主専攻・副専攻プログラムの設置が条件となるのか。	メニューIとして申請する全ての案件において、公募要領の3ページに示す①～④の全てを満たすことが必要である。レイトスペシャライゼーションを取り入れた構想の場合は、これに加えて4ページの⑤を満たすことが必要となる。なお、ここでいう主専攻・副専攻とは、いわゆるメジャー・マイナーの設置ではなく、学位を授与する分野が主専攻、これと融合・統合される各ディシプリンを副専攻を指す。
7	自大学が申請者として申請するのと同時に、別途、他大学の申請において連携先機関となることは可能か。	可能である。
8	過去の大学教育改革事業との違いという観点から、本事業において取り組む教育改革として特に重視することはなにか。	本事業では、教養教育と専門教育の一体的な改革を期待している。 従前の事業のように、既存の教育課程に単純に特定のマイナープログラムを追加するような取組は求めていない。教養教育と専門教育の役割分担や相互の関連を見直し、一つの学位体系として統合するような提案をいただきたい。
9	本事業に取り組むことについて、大学の事業計画として対外に公表する文書等に記載する必要はあるのか。	例えば国立大学の中期計画・年度計画等、大学が公表する事業計画において本事業に関する記述を追加するなどの対応は必要ない。 ただし、当然ながら、これらの計画等と本事業による取組内容は当然に整合するべきものであるという点については、十分に留意いただきたい。